

学校法人 鎌倉女子大学 『情報セキュリティポリシー』

1. 基本方針

学校法人鎌倉女子大学（以下「法人」という）において、学術研究・教育活動を円滑に行い、社会的責務を果たすためには、情報基盤を整備し、情報資産のセキュリティを確保することが不可欠である。このため、法人においては、情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という）によって情報セキュリティについて基本的な事項を定め、法人が保有する情報資産の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図るものとする。本ポリシーによって目指すものは、次のとおりである。

- (1) 法人保有の情報資産に対する侵害の阻止
- (2) 法人内外の情報資産に対する加害行為の抑止
- (3) 法人保有の情報資産の分類と管理
- (4) 法人の情報セキュリティ侵害等の早期発見と迅速な対応の実現
- (5) 法人の情報セキュリティの評価と更新

2. 対象範囲

本ポリシーの対象範囲は、法人が管理するすべての情報資産とする。情報資産は、情報及び情報システムであって、情報とは、それを表現・記録する形式又は媒体の種類を問わない。

3. 対象者

本ポリシーの対象者は、法人の役員、教職員、学生、生徒、児童、その他法人保有の情報資産に対するアクセスを認められている委託業者、来学者等など、法人の情報資産を利用するすべての者とする。

4. 組織・体制

法人における情報システムを整備し、情報資産のセキュリティを確保するための組織・体制を次のとおり定める。

- (1) 情報セキュリティを包括的に管理運用する体制を確立するために、最高情報セキュリティ責任者を置く。最高情報セキュリティ責任者は、法人の情報セキュリティに関する総括的な意思決定を行い、学内外に対する責任を負う。最高情報セキュリティ責任者は、理事長とする。
- (2) 最高情報セキュリティ責任者の指示に基づき、法人における情報セキュリティ対策の実施に関する業務を統括するために、統括情報セキュリティ責任者を置く。統括情報セキュリティ責任者は、全学の情報システムを管理する者で、情報セキュリティに関する権限や責任を定め、また、十分な教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講じる。統括情報セキュリティ責任者は、情報教育推進室長とする。

5. 対象者の義務

すべての対象者は、本ポリシー並びに、関連法令及び法人の諸規程を遵守しなければならない。また、情報セキュリティに関する事故、システム上の障害を発見した場合には、最高情報セキュリティ責任者又は統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

6. 評価と更新

本ポリシーの実効性については、定期的に評価を行い、改善が必要と認められた場合は迅速に更新する。